

お客さま各位

飯田信用金庫

「一般当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

平素は飯田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では払戻請求書による当座預金からの払戻の取扱開始に伴い、下記のとおり「一般当座勘定規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前より当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

引き続き飯田信用金庫をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和7年4月1日（火）

2. 「一般当座勘定規定」の改定内容 新旧対比表

※下線箇所が改定となります

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>①・② 記載省略</p> <p>③ 払戻請求書を追加。</p> <p>④ 新設</p> | <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>①・② 記載省略</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、本人のみ使用することができ、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、この使用にあたっては当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</p> |
| <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①～④ 記載省略</p> <p>⑤ 払戻請求書を追加。</p> <p>⑥ 以降 記載省略</p> | <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①～④ 記載省略</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 以降 記載省略</p> |
| <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 払戻請求書を追加。</p> <p>②・③ 記載省略</p> | <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されたものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>②・③ 記載省略</p> |

次頁へ続く

2. 「一般当座勘定規定」の改定内容 新旧対比表の続き

※下線箇所が改定となります

| 改定前 | 改定後 |
|-----------|--|
| <p>新設</p> | <p>《払戻請求書》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当金庫所定の払戻請求書により、貴方名義の当座勘定の取引店のみ使用できます。また、この使用は本人に限り、他者へ交付・譲渡・貸与はできません。 2. 払戻請求書は切り離さず、帳面(冊子)ごと当金庫へご提示ください。当金庫にて該当払戻請求書の切り離しを行います。 3. 払戻請求書の記入にあたっては金額などを明確に記入のうえ、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。 なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. 金額は所定の金額欄へ、アラビア数字(算用数字、1,2,3…)にて記入してください。また、金額の頭には、「¥」を記入してください。 5. 名義・金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい払戻請求書を使用してください。名義・金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 6. 払戻請求書は、紛失、盗難などの事故がないよう大切に保管してください。また事故防止のため、名義の記入や届出印のなつ印等は払戻請求書の使用時に行ってください。 7. 払戻請求書は、発行依頼書へご記入のうえ取引店へ請求してください。 |

3. その他

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上